

平成 29 年度 第 5 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 11 月 7 日（火）午前 10 時から正午まで

2 場所

市役所 本庁 2 階 第一会議室

3 出席者

(委員)

- ・ 学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・ 市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹、中林和江
- ・ 公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・ 市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

(事務局)

吉田課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

4 次第

- (1) 条文の検証（第 25 条から）
- (2) これまでの振り返りについて
- (3) その他

5 会議内容

- (1) 条文の検証（第 25 条から）

① 第 25 条（この条例の位置付け）

<委員の主な意見>

- ・ 「最高規範性」であることを明確に条文に規定してはどうか。
- ・ 条文に規定するのが難しければ、前文に記載する方法もある。
- ・ 最高規範性については、法律は後法優先、特別法優先の基本原則がある以上、最高規範性について規定しても、現実的に運用することが難しいのではないか。
- ・ 第 25 条の現行の条文で最高規範性を読むのなら、文末の「尊重するものである」をもう少し強い表現としてはどうか。
- ・ 第 25 条の内容で本条例が最高規範性を有することが読み取れる。条例

に「最高規範」という文言を入れる必要はないのではないか。

- ・ 第2項の文末を「尊重する」ではなく、実効性をもたせるような表現としてはどうか。
- ・ 第25条1項で理念、原則である旨が規定され、第2項で尊重する旨を規定している。本条例が他の条例に優越することは明らかである。これで充分ではないか。
- ・ 「ものとする」は例外付きの義務規定である。強い義務付けが必要である箇所については、明確に規定にすべきである。
- ・ 条例の実効性を確保するための推進組織や、推進のためのPRの方法などの必要性について条例に規定してはどうか。
- ・ 実効性の確保のためには、場の設定やそのための組織が必要である。5年に1回の検証だけでは十分ではないのではないか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

② 第26条（住民投票制度）

<委員の主な意見>

- ・ 住民投票を設けることができると規定しているが、もっと具体的に規定してはどうか。住民投票制度について、別に条例を定めるというような規定を定めてはどうか。
- ・ 地方自治法には直接請求の規定のみである。政策決定に関するもののような事案の扱いを明確にすべきではないか。
- ・ 住民投票制度の詳細を全て本条例に規定するのは難しい。位置付けを規定すればどうか。
- ・ 「必要と認めるときは、条例を定め住民投票制度を設けることができる」と規定すればどうか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

③ 第 27 条（条例の検証）

<委員の主な意見>

- ・ 検証の仕組み、検証結果への対応方法、具体的な評価の仕組みについて規定してはどうか。
- ・ 条例の検証には、委員会での検証が必要であることを条文に規定してはどうか。
- ・ 現行の条文だと改正の必要がない場合、その報告に関する根拠がない。根拠を明確にすべきではないか。また、検証には、委員会の裏付けを必要とすべきではないか。
- ・ 「第 2 項で前項の検証に当たっては、市民・議会・行政からなる検証委員会を設置するものとする」と規定してはどうか。
- ・ 市長には、一般的な説明責任があり、それを前提とし現行の条文としていないのではないか。
- ・ 本条例が施行され 10 年が経過した。その評価はどのようになっているのか。その実績については検証の対象になるのか。10 年間の通信簿のようなものが必要ではないのか。
- ・ 評価については、誰が、誰に対し行うのかが、問題となる。
- ・ 本委員会は、条文に関する検証を目的としている。行政の自己評価ではあるが、庁内で本条例に基づき実施した事業について検証した。意味合いとしては実績集のような性格となっているが、現状を把握し、確認していただき、御議論いただいている。
- ・ 行政の運用として条文の検証だけいいのか。協働のまちづくりの実績をどう評価していくのかについては考えていくべきである。
- ・ 条例の成果についてどう評価していくのか。また、その成果を市民にどうフィードバックしていくのか。市民・議会・行政を通じて、その検討をどう行っていくのか。
- ・ 市民から、行政が本条例に基づきしっかりと市政運営を行っているのかとの声を聴く。実績について、行政内部で検証しているが、もっと幅広く市民の意見を聴いて、行政が気付かない点についても留意し、評価しなければならないのではないか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、対応内容を委員会で示すとともに、規定の仕方については、引き続き委員会で議論を行う。

(2) これまでの振り返りについて

① 第2回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検討内容

＜委員の主な意見＞

- ・ 逐条解説のところは、本検討委員会が関与できないところである。理念条例として、市民にわかりやすい表現の条例にしなければならないのではないかな。
- ・ 意見内容が逐条解説に残っていくのは、有意義と考える。
- ・ まちづくりの定義について、公共の福祉と表現されており、表現がややかたく、わかりにくいため、もっと市民にわかりやすい表現に工夫した方がいいのではないかな。
- ・ 公共の福祉という言葉自体は、一番普遍的な言い方であると考えます。定義を変更することは、これまで他条例と整合性を合わせてきたこと等を勘案すると、影響が大きいのではないかな。
- ・ 公共の福祉という言い方が一番幅広く、まちづくりの基本を押さえるということになるのではないかな。定義は変更せず、逐条解説の中で説明すればいいのではないかな。
- ・ 10年間に定義を変えるような事象がなかったと考えるため、逐条解説で対応すべき。

＜確認した事項＞

- ・ 第2条第4号「まちづくり」の定義については、市民の理解しやすい表現に変えてはどうか、という意見があったが、少数意見にとどまったため、本委員会として変更しない。

(3) その他

次回の検証委員会は、11月21日（火）午後2時から、議会棟4階第1委員会室で開催する。

本日の会議要旨について、次回の委員会までに委員へ配布する。